

一般廃棄物収集運搬業許可の手続に関する要綱

平成 5 年 10 月 14 日適用

改正	平成 15 年 7 月 1 日	平成 21 年 11 月 1 日
	平成 22 年 6 月 1 日	平成 23 年 2 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 6 月 1 日
	令和 3 年 4 月 1 日	

(目的)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 46 条及び八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成 5 年八王子市規則第 42 号。以下「規則」という。）第 36 条及び第 38 条に規定する一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。）の許可に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱品目)

第 2 条 取り扱うことのできる一般廃棄物の種類は、事業系一般廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、厨芥、残灰、動物死体（動物の死体及びふん尿）、浄化槽汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥及び貯留槽汚泥（汚泥については一般家庭分も含む。）、し尿、家庭系一般廃棄物のうち、特定家庭用機器廃棄物、臨時ごみ（市が認定したものに限る）とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 積替え保管で取り扱うことのできる一般廃棄物の種類は、事業系一般廃棄物のうち、木くず（材木、幹、草、枝葉及び根）とする。

(申請に必要な書類等)

第 3 条 申請書類及び規則第 36 条第 2 項第 11 号に規定するその他市長が必要と認める書類、図面の詳細は、手引き等のとおりとする。

(変更届)

第 4 条 次の事項を変更したときは、規則第 39 条に規定する変更届出書（規則第 15 号様式）及びその内容を証明する書類を提出しなければならない。

- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所あるいは主たる事務所以外の所在地）
- (2) 氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）
- (3) 運搬車両
- (4) 登録車両の使用する駐車場所在地の変更
- (5) 法人格
- (6) 運搬先（搬入期間も含む）
- (7) 役員及び 5 %以上の株主
- (8) 従業員数

2 前項第1号（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、第2号（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）、第5号及び第6号の事由による変更届出書を受理したときは、許可証に変更事項を記し、許可証を返還する。

（実績報告）

第5条 許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿に基づき、4月末日までに前年度の一般廃棄物の収集運搬の実績を、廃棄物の種類及び排出事業者別に月単位で集計し、実績報告書（別紙7（別紙略））により、報告しなければならない。

2 前項に定めるほか、積替え保管を行う許可業者は、次の事項について毎月ごとに帳簿を整え、翌月の5日までに報告しなければならない。

（1）総受取量

（2）日ごと、排出者ごとの受取量

（3）総引渡量

（4）日ごと、引渡し先ごとの引渡し量

（5）前月繰越保管量

（6）当月末保管量

（その他）

第6条 この要綱に規定のないものについては、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年10月14日より適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

2 平成23年2月1日前に、収集運搬業の許可を取得している者及び市長に対し許可申請書を提出し受理された者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改訂前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。